



### ミャンマー情勢アップデート(2月8日)

執筆者: 伴 真範、Kyi Chan Nyein

#### 1. 契約上の基礎的な論点

2021年2月1日のミャンマーにおける政変後、当事務所への問い合わせが増えた質問として、政変を理由として契約上の何らかの主張ができないかというものです。かかる議論は、コロナ禍の当初にも議論された Force Majeure 条項(「FM 条項」)及びいわゆる Frustration の法理の議論が基本的に妥当ですが、今回の政変を踏まえ、改めて両者の適用の場面及び適用上の留意点についてご紹介致します。

##### (1) Force Majeure

ミャンマー契約法上、Force Majeure に関する明示的な規定はありません。そのため、FM 条項が適用される場面は、基本的に契約でどのような合意がなされているかによることとなります。実際に FM 条項に基づき一定の権利主張等を行う場合、実務上、主に次の3つのハードルがあると考えられます。

###### ① 今回の政変が Force Majeure 事由に該当するか。

まず、一つ目のハードルとしては、今回の政変が各種契約書上、具体的な Force Majeure 事由として明示されているかが問題となります。この点、ミャンマーでは、解釈の指針となる契約法上の規定等が見当たらないため、いかなる事由が Force Majeure 事由に該当するか不明確であり、仮に、契約書上、「当事者の支配が及ばない事由」などの包括規定が定められていても、当該包括規定に今回の政変が含まれるかも明確ではありません。そのため、今回の政変に関して、FM 条項の適用を主張するためには、明示的に政変(又はデモなど政変後に生じた事象)が含まれ得る事由が契約書に明示的に規定されているかが重要となります。具体的には、軍当局の行為(acts of military authorities)、政府の行為(acts of governments)、緊急事態宣言(declaration of national emergency)などが Force Majeure 事由として規定されていれば、今回の政変に関して、FM 条項の適用の可能性が高まるものと考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

② FM 条項に定める他の条件を具備しているか。

次のハードルとしては、FM 条項で定められる(Force Majeure 事由以外の)他の条件を具備するかが問題となります。具体的には、FM 条項の規定内容によっては、一定の義務が履行不能になること(履行遅滞は含まれない)、当該履行不能が一定期間存続していること、当該履行不能が Force Majeure 事由を原因としていることなどの条件が FM 条項の適用の条件として定められていることがあります。このような場合、Force Majeure 事由(今回の政変)が発生しただけでは足りず、当該 FM 条項に従い、具体的な義務の履行不能等の個別の条件を具備することが必要となります。

③ どのような効果が定められているか。

最後のハードルとして、そもそも FM 条項が適用される結果、いかなる権利主張が可能となるかが問題となります。前述のとおり、ミャンマーの法律等において Force Majeure が明示的に規定等されていないため、FM 条項の適用によりいかなる効果を得られるかは、基本的に契約の内容次第になるものと考えられます。実務上、FM 条項の適用の効果として認められるものとしては、債務不履行免責(その範囲も契約毎に区々となります)のほか、契約解除、再交渉・契約改訂義務、損害拡大防止義務等があります。

以上のとおり、今回の政変に関して、Force Majeure としていかなる権利主張が可能かと言う点は、契約書に FM 条項がどのように記載されているかの問題となるため、上記の点を踏まえ、丁寧に契約書の規定を確認することが必要となります。

## (2) Frustration

契約書上、上記の FM 条項が定められていない場合、ミャンマー契約法の適用が問題となります。具体的には、ミャンマー契約法では、特定の行為を行うことを合意した契約において、当該行為が不可能(impossible)になった場合、当該契約は無効とされています(ミャンマー契約法 56 条)。これは、一般に、コモンロー上の概念である Frustration の法理を具体化した規定として考えられています。

例えば、売買契約の売主の立場で、上記規定を適用し、契約の無効として対象物品の引渡義務からの免責を求めることを想定した場合、当該売主による対象物品の引渡しが「不可能」となっているかが問題となります。この点、経済的な理由は「不可能」に該当しないと指摘する見解があり、かかる見解によれば、単に売主側の義務の履行に関してコストが増大しただけでは、上記原則の適用を求めることができないこととなります。また、ミャンマーの判例には、契約の根幹を全体として毀損するとみなされるほどの基礎的な事象又は状況の変更がなされた場合に、Frustration の法理の適用を認める旨判示したものもあり、上記見解同様、Frustration の法理の適用は限定的なように見受けられます。

以上からすると、少なくとも現時点においては、売買契約等の通常の取引に関して、政変それ自体によっては、契約の履行が「不可能」となるとは直ちに言い得ず、契約の履行が「不可能」となるような具体的な事象がない限りは、上記ミャンマー契約法の規定(Frustration の法理)の適用が難しい場合が多いように思われます。

## 2. 政変後の体制等

政変後、現時点までに判明している体制の構成は、概要以下の通りです。

2021 年 2 月 1 日、大統領府は、非常事態を宣言し、立法、行政及び司法の三権を国軍司令官へ委ねる旨の Ordinance を発出しました。

同月 2 日、国軍司令官は、「連邦国家行政評議会」(State Administration Council)を設置すると共に 11 省の大臣を任命する旨の国軍司令官府(Office of the Commander-in-Chief of Defence Services)Order を発出しました<sup>1</sup>。それによると、連邦国家行政評議会は、会長として国軍司令官、副会長として副国軍司令官、その他国軍の 6 名及び民間人の 8 名で構成されています。

その後、連邦国家行政評議会は、全国の州、管区、自治区、地方、町においても同様に各地域国家行政評議会が設置され、それぞれの会長や構成員を任命することを内容とする各種 Order を発出しました。また、連邦国家行政評議会は、大統領府を連邦国家行政評議会の本部とし、連邦政府事務局は、連邦国家行政評議会事務局に変更する旨の、また、各省庁の大臣及び副大

<sup>1</sup> 詳細については、[アジアニューズレター2021年2月3日号](#)を参照下さい。

臣、中央銀行の総裁及び副総裁、連邦最高裁判所の裁判官、法務長官、警察長官などを任命する旨の発表をしております。これらにおいて、進出企業の事業を所轄する主な省の大臣とされたメンバーのリストは、以下の通りです(順不同)。

計画財務工業省	U Win Shein
投資・対外経済関係省	U Aung Naing Oo
外務省	U Wunna Maung Lwin
農業畜産灌漑省	U Tin Htut Oo
運輸通信省	General Tin Aung San
商業省	Dr. Pwint San
建設省	U Shwe Lay
天然資源・環境保全省	U Khin Maung Yee
ホテル観光省	U Maung Maung Ohn
電力エネルギー省	U Aung Than Oo

【コラム:ミャンマー弁護士が見るヤンゴン】

■通信関係

2月8日現在、インターネット通信が不安定な状況であり、SNSの利用禁止も発令されている。

■街の風景

2月6日(土)から同月8日(月)まで全国において大規模なデモが発生した。そのため、ヤンゴン市内ではデモの人々や車で渋滞し、移動が困難な状況になっている。多くの警察や軍人がデモ行進のそばで待機しているが武力衝突などは見られず、平和的にデモ行進がなされているように見受けられる。加えて、各省庁の公務員によるボイコットも増えているようである。

2月8日の午後、国軍司令官府から、上記のようなデモは、国家の平和及び秩序を妨げる行為であるという声明が出され、徐々に緊張感が高まっているように感じられる。



ばん まさのり  
伴 真範

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士 法人社員  
[m.ban@nishimura.com](mailto:m.ban@nishimura.com)

2005年弁護士登録。民政移管後の2011年よりミャンマー進出に係る助言を開始。2012年よりヤンゴンに駐在し、現地の法律事務所に勤務。現在は、大阪事務所にて、ミャンマー企業の買収その他資本提携、不動産取引、労務問題その他一般企業法務等に広く携わる。

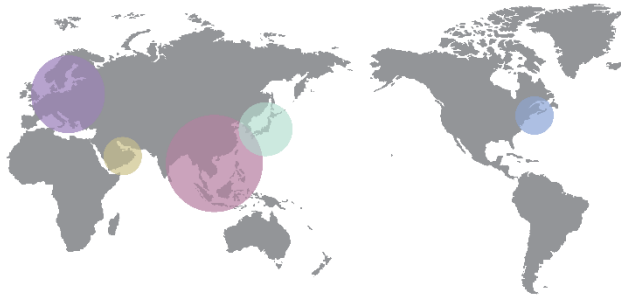


チー チャン ニェイン  
Kyi Chan Nyein

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー  
[k.c.nyein@nishimura.com](mailto:k.c.nyein@nishimura.com)

Advocate(ミャンマー)、2012年早稲田大学法学部卒業、2014年同大学大学院修了。日本語が非常に堪能であり、ミャンマー政府各所に広いネットワークを有する。Asialaw Leading Lawyers 2017 (Rising Star)、Asialaw Profiles 2018 (Recommended Individuals)受賞。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwalts-gesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwalts-gesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

ドミニク・クルーゼ

## バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

パートナー 小原英志

下向智子

タイパートナー\* Chavalit Uttasart

(SCL Nishimura)

Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

木下清太

## 上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 前田敏博

代表 野村高志

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

イカンダ・ダーヤント\*

ご案内:シンガポール法律事務所である Bayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

ベトナムパートナー\* Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。